

様式第六（第44条第2項関係）

鉱山労働者代表の変更届

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

鉱山労働者名

鉱山保安法第31条第1項の規定により、鉱山労働者代表について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 変更した代表者の氏名
3. 変更年月日
4. 変更した代表者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 届出を行う鉱山労働者は任意の者とし、鉱業権者を經由して届け出ること。